

上山市議会会議録

第 5 0 9 回定例会

予算特別委員会

(令和 3 年 3 月 2 日)

令和3年3月2日（火曜日）

本日の会議に付した事件

議第3号 令和2年度上山市一般会計補正予算（第15号）

議第4号 令和2年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第5号 令和2年度上山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

出席委員氏名

出席委員（15人）

谷	江	正	照	委員	石	山	正	明	委員
佐	藤	光	義	委員	守	岡		等	委員
高	橋	要	市	委員	棚	井	裕	一	委員
尾	形	み	ち	委員	長	澤	長	右衛門	委員
川	口		豊	委員	中	川	と	み	委員
神	保	光	一	委員	枝	松	直	樹	委員
川	崎	朋	巳	委員	高	橋	義	明	委員
大	沢	芳	朋	委員					

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

横	戸	長	兵衛	市	長	山	本	幸	靖	副	市	長
尾	形	俊	幸	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 局長		富	士	英	樹		市政戦略課長	
平	吹	義	浩	財政課長		前	田	豊	孝		税務課長	
木	村	昌	光	市民生活課長		鈴	木	直	美		健康推進課長	
鏡		裕	一	福祉課長		齋	藤	智	子		子ども子育て課長	
鈴	木	英	夫	商工課長		佐	藤		毅		観光課長	
漆	山		徹	農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局 局長		須	貝	信	亮		建設課長	

秋	葉	和	浩	上下水道課長	武	田	浩	会計管理者 (兼)会計課長	
佐	藤	浩	章	消防長	古	山	茂	満	教育委員会長
土	屋	光	博	教育委員会長 教管理課長	遠	藤	靖	靖	教育委員会長 教学校教育課長
大	澤	泰	雄	教育委員会長 教生涯学習課長	高	橋	秀	典	教育委員会長 教スポーツ振興課長
大	和		啓	監査委員	舟	越	信	弘	監査委員 事務局長

事務局職員出席者

金	沢	直	之	事務局長	鈴	木	淳	一	副主幹
渡	邊	高	範	主査	齋	藤	理	恵	主任

午後 1時00分 開会

開議

○棚井裕一委員長 出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

今期定例会において当予算特別委員会に付託されました案件は、令和2年度の補正予算3件及び令和3年度予算9件であります。

初めに、審査の日程についてお諮りいたします。

本日は、令和2年度の補正予算3件を審査し、5日、8日及び9日の3日間で、令和3年度の各会計予算9件を審査いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしましたとおり、本日は、令和2年度の補正予算を審査し、5日、8日及び9日の3日間は、令和3年度予算の審査を行うことに決しました。

なお、審査は、各委員のお手元に配付しております審査予定表のとおり進めることにいたしたいと思っておりますので、御了承の上、御協力をお願いいたします。

次に、審査の順序であります。議案番号の順に進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしましたとおり審査することに決しました。

これより直ちに審査に入ります。

~~~~~

### 議第3号 令和2年度上山市一般会計補正予算（第15号）

○棚井裕一委員長 議第3号令和2年度上山市一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 命によりまして、議第3号令和2年度上山市一般会計補正予算（第15号）につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和2年度上山市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200億5,050万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」によるものであります。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」によるものであります。

地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」によるものであります。

それでは、歳入歳出予算補正について御説明申し上げますので、2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正について、最初に歳入から申し上げます。

1款市税は446万円を増額し、補正後の額を36億3,921万円とするものでありますが、1項市民税で2,300万円の増、5項入湯税で1,854万円の減によるものであります。

11款地方交付税は2億3,072万7,000円を増額し、補正後の額を39億8,072万7,000円とするものであります。

13款分担金及び負担金は482万5,000円を減額し、補正後の額を7,332万8,000円とするものでありますが、1項分担金の減によるものであります。

15款国庫支出金は6億3,007万2,000円を増額し、補正後の額を54億9,260万円とするものでありますが、1項国庫負担金で2,253万1,000円、2項国庫補助金で6億754万1,000円の増によるものであります。

16款県支出金は2,714万円を減額し、補正後の額を10億3,937万円とするものでありますが、1項県負担金で2,780万2,000円の増、2項県補助金で5,494万2,000円の減によるものであります。

18款寄附金は2,120万9,000円を増額し、補正後の額を19億8,330万9,000円とするものであります。

19款繰入金は2億2,240万3,000円を減額し、補正後の額を3億5,067万8,000円とするものであります。

22款市債は910万円を減額し、補正後の

額を9億4,330万円とするものであります。

以上の結果、歳入合計では6億2,300万円を増額し、補正後の歳入合計を200億5,050万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げますので、3ページを御覧ください。

2款総務費は3億867万6,000円を増額し、補正後の額を59億4,032万1,000円とするものでありますが、1項総務管理費で2億8,563万円、5項統計調査費で2,304万6,000円の増によるものであります。

3款民生費は1,069万3,000円を増額し、補正後の額を48億2,348万5,000円とするものでありますが、1項社会福祉費の増によるものであります。

4款衛生費は7,414万円を増額し、補正後の額を10億2,692万2,000円とするものでありますが、1項保健衛生費で1億800万円の増、2項清掃費で3,386万円の減によるものであります。

5款労働費は3,000万円を減額し、補正後の額を6,316万5,000円とするものであります。

6款農林水産業費は409万7,000円を増額し、補正後の額を5億2,685万6,000円とするものでありますが、1項農業費の増によるものであります。

7款商工費は3,840万円を増額し、補正後の額を18億5,912万5,000円とするものであります。

8款土木費は2億857万4,000円を増額し、補正後の額を13億8,006万9,000円とするものでありますが、2項道路橋梁費の増によるものであります。

9款消防費は1,500万円を増額し、補正後の額を6億8,829万6,000円とするものであります。

10款教育費は1,122万円を増額し、補正後の額を17億7,278万円とするものでありますが、1項教育総務費の増によるものであります。

11款災害復旧費は1,780万円を減額し、補正後の額を1億4,046万1,000円とするものでありますが、1項農林水産業施設災害復旧費の減によるものであります。

次のページ、4ページをお開きください。

以上の結果、歳出合計では6億2,300万円を増額し、補正後の歳出合計を200億5,050万円とするものであります。

次に、事項別明細書につきまして御説明申し上げます。

最初に、歳出から御説明申し上げますので、17ページ、18ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費は2億9,200万円の増であります、基金積立てによるものであります。

その内容は、公共施設の計画的な改修及び解体を進めるため、公共施設等保全整備基金に2億2,000万円、財政運営の安定化のため、減債基金に7,200万円を積み立てるものであります。

8目市民生活対策費は637万円の減であります、防災対策推進費で、防災ラジオ購入で消防庁より無償貸与を受けられることによる減額と、明治安田生命保険相互会社山形支社と山形信用金庫上山信金会から頂いた寄附金50万9,000円を新型コロナウイルス感染症対策費（感染防止対策）の事業費に充当するため、財源更正を行うものであります。

5 項統計調査費 3 目地籍調査費は 2,304 万 6,000 円の増であります。国の補正予算を活用し、令和 3 年度に実施する地籍調査の一部を前倒しして予算措置し、令和 3 年度に繰り越すものであります。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費は 453 万 2,000 円の増であります。国民健康保険特別会計繰出金を増額するものであります。

2 目障がい者福祉費は 4,504 万 1,000 円の増であります。地域生活支援事業費で障がい福祉サービスにおける日常生活用具給付の増加に伴い扶助費を増額し、障がい福祉サービス給付費でサービス利用者の増加により扶助費等を増額するものであります。

3 目高齢者福祉費は 3,888 万円の減であります。介護保険特別会計繰出金で介護給付費などの決算見込みにより減額するものであります。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費は、補正額はゼロであります。総合子どもセンター事業費で、施設の防水対策に一般社団法人生命保険協会山形県協会から頂いた寄附金 10 万円を充当すること、また、空調設備改修工事に充当する地方債借入れを減額し、一般財源 3,800 万円を充当することによる財源更正を行うものであります。

次のページ、19、20 ページをお開きください。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目予防費は、補正額はゼロであります。予防事業費で新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費が全額国庫負担となることから、財源更正を行うものであります。

3 目保健衛生施設費は 1 億 800 万円の増額

であります。保健センター管理費で、保健センター改修工事費を措置するものであります。

2 項清掃費 1 目清掃総務費は 3,386 万円の減であります。清掃総務費で、山形広域環境事務組合の決算見込みにより負担金を減額するものであります。

5 款 1 項労働費 1 目労働諸費は 3,000 万円の減であります。新型コロナウイルス感染症対策費（雇用維持）で、国の雇用調整助成金に本市が上乗せして助成した事業などの決算見込みにより減額するものであります。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費は 182 万 7,000 円の減であります。有害鳥獣対策事業費では、イノシシの捕獲頭数の増加に伴い有害鳥獣捕獲奨励金を増額、一方、強い農業・担い手づくり総合支援事業費では、農業用機械等の取得に対する補助金の確定により減額するものであります。

5 目農地費は 592 万 4,000 円の増であります。農地整備事業費で、県事業である松沢地区農地整備事業及び権現堂地区農村地域防災減災事業が計画を前倒しして実施されることに伴い、市負担金を増額するものであります。一方、中山間直接支払事業費では、決算見込みにより減額、多面的機能支払事業費では、全国的な組織数の増加により資源向上支払（長寿命化）交付金が減額調整されるため、多面的機能支払交付金事業費補助金を減額するものであります。

7 款 1 項商工費 2 目商工業振興費は 3,840 万円の増であります。予算書説明欄に記載した 4 事業のうち、3 つ目まではいずれも新型コロナウイルス感染症対策費の決算見込みにより事業費を補正するとともに、一般財源を減額し、国から交付される新型コロナウイルス感染

症対応地方創生臨時交付金を充当するなどの財源更正を行うものであります。

なお、この交付金の名称については、以下臨時交付金と呼ぶことにします。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策費（経営維持）では、市内商工業者に対して実施した利子補給補助金、緊急経営改善支援金、製造業等持続化支援金などの支援事業の減額と財源更正であります。

2つ目の新型コロナウイルス感染症対策費（消費喚起）では、補正額はゼロであります、プレミアム付商品券発行事業に臨時交付金を充当するなどの財源更正であります。

3つ目の新型コロナウイルス感染症対策費（新生活様式対応）では、新・生活様式対応支援補助金の減額と財源更正であります。

4つ目の基金積立金は、利子補給等の支援事業に対する今後5年分の財源とするため、臨時交付金を活用して新たに設置する新型コロナウイルス感染症対策金融支援基金に1億2,000万円を積み立てるものであります。

次のページ、21、22ページをお開きください。

4目観光物産費は、補正額はゼロであります、財源更正を行うものであります。新型コロナウイルス感染症対策費（経営維持）では、宿泊施設に入湯税相当の支援金を交付した事業に臨時交付金を充当すること、新型コロナウイルス感染症対策費（受入環境整備）では、観光団体が実施する衛生対策物品購入や情報発信等の取組への支援事業に臨時交付金を充当しないことによるものであります。

5目観光施設費は、補正額はゼロであります、蔵王高原観光施設管理費でスキー場管理センター・パトロール詰所の施設解体工事で地方

債借入れを行わず、一般財源を充当する財源更正を行うものであります。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費は4,000万円の増であります、除雪対策費で、今後の山間部での除排雪出動を考慮して委託料を増額するものであります。

3目道路新設改良費は367万6,000円の減であります、市単独道路整備事業費で、地方債の借入れを減額する財源更正を行い、県道路整備事業負担金で、県の道路整備事業費の確定により負担金367万6,000円を減額するものであります。

4目社会資本整備総合交付金事業費は1億7,225万円の増であります、道路事業費で、国の補正予算を活用して高松石曾根線の側溝改良工事や赤坂揚橋線の舗装改良工事ほかの事業を実施するものであります。

5項住宅費2目住宅支援費は、補正額はゼロであります、住宅リフォーム支援事業費で、県の補助事業に該当せず、市単独での補助となった案件について、県支出金から一般財源へ財源更正するものであります。

9款1項消防費3目消防施設費は1,500万円の増であります、市単独消防施設整備事業費で、消防庁舎増築等について、事業費の増嵩による増額補正と臨時交付金を充当する財源更正を行い、高規格救急自動車購入について、事業費の補正はありませんが、地方債借入れを減額する財源更正を行うものであります。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費は20万円の増であります、委員会運営費で上山市医師会ほかから育英事業に対する指定寄附を頂いたことから、奨学金貸付基金への繰出金を措置するものであります。

2目教育指導費は1,102万円の増であり

ますが、教育支援充実事業費で、臨時交付金を活用して小中学生へ配付するタブレットを活用した学習支援サービスの提供に要する経費を措置するものであります。

次のページ、23、24ページをお開きください。

2項小学校費2目教育振興費及び3項中学校費2目教育振興費は、補正額はゼロであります。それぞれの教育機器整備事業費で、小中学校児童生徒に配付するタブレット型PCの購入等に臨時交付金を充当するとともに、ふるさと納税基金から繰入れをしない財源更正を行うものであります。

4項1目学校給食費は、補正額はゼロであります。給食センター管理費で、JAやまがた酪農部会から牛乳消費拡大のために頂いた寄附金を充当する財源更正を行うものであります。

5項社会教育費2目公民館費は、補正額はゼロであります。公民館整備事業費で、北部地区公民館改修工事に臨時交付金の充当を増額する財源更正を行うものであります。

6項保健体育費3目体育施設費は、補正額はゼロであります。体育施設等整備事業費で、総合運動広場テニスコート改修事業の財源で地方債の借入れを減額し、一般財源を充当する財源更正を行うものであります。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費は1,780万円の減であります。農業用施設災害復旧事業費（補助）で、令和2年7月豪雨災害で被災した宮脇地内の頭首工復旧工事が、県事業として実施されることから、事業費を減額するものであります。

2項土木施設災害復旧費1目単独土木施設災害復旧費は、補正額はゼロであります。単独

土木施設災害復旧事業費で、令和2年7月豪雨災害の被害に対する災害復旧費に、株式会社おーばん、日本共産党中央委員会、東京上山会から頂いた寄附金を充当する財源更正を行うものであります。

以上で歳出の説明を終わりました。歳入の説明を申し上げます。

前に戻しまして、11、12ページをお開きください。

最初に、1款市税1項市民税1目個人は2,300万円の増であります。個人所得が当初見込みを上回ったことなどによるものであります。

5項1目入湯税は1,854万円の減であります。コロナ禍での入湯客数の減少によるものであります。

11款1項地方交付税1目地方交付税は2億3,072万7,000円の増であります。普通交付税の交付額の確定によるものであります。

13款分担金及び負担金1項分担金2目災害復旧費分担金は482万5,000円の減であります。令和2年7月豪雨災害で被災した宮脇地内頭首工復旧について、県の災害復旧工事として実施されることに伴い、分担金を減額するものであります。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は2,253万1,000円の増であります。障がい福祉サービスにおける扶助費への国負担金である障がい者自立支援給付費負担金と介護保険特別会計繰出金の財源となる低所得者保険料軽減分の国負担金である低所得者保険料軽減負担金をいずれも増額計上するものであります。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は5億



618万7,000円の増であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2次交付金の充当残と3次交付金の一部を計上するものであります。

なお、3次交付金の充当残については令和3年度予算で計上する予定であります。

2目民生費国庫補助金は89万5,000円の増であります。日常生活用具給付等に対する国庫補助金である地域生活支援事業費補助金を増額計上するものであります。

3目衛生費国庫補助金は1,630万3,000円の増であります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を計上するものであります。

5目土木費国庫補助金は8,415万6,000円の増であります。国の補正予算等を活用して道路事業に充当する社会資本整備総合交付金を増額計上するものであります。

16款県支出金1項県負担金1目総務費県負担金は1,653万7,000円の増であります。国の補正予算を活用して地籍調査事業負担金を増額計上し、地籍調査事業の進捗を早めるものであります。

2目民生費県負担金は1,126万5,000円の増であります。障がい福祉サービスにおける扶助費への県負担金である障がい者自立支援給付費負担金と介護保険特別会計繰出金の財源となる低所得者保険料軽減分の県負担金である低所得者保険料軽減負担金を増額計上するものであります。

次のページ、13、14ページをお開きください。

2項県補助金2目民生費県補助金は44万7,000円の増であります。日常生活用具給付等に対する県補助金である地域生活支援事業費

補助金を増額計上するものであります。

4目農林水産業費県補助金は2,564万7,000円の減であります。強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金、耕地災害復旧事業補助金、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金で、いずれも事業費の確定等により減額するものであります。

5目土木費県補助金は629万2,000円の減であります。実績見込みにより住宅リフォーム総合支援事業費補助金を減額するものであります。

7目商工費県補助金は1,975万円の減であります。新型コロナウイルス感染症に係る補助金である中小企業緊急災害対策利子補給補助金及び新・生活様式対応支援補助金のいずれも実績見込みにより減額するものであります。

8目労働費県補助金は370万円の減であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金である雇用調整助成金申請代行補助金を実績見込みにより減額するものであります。

18款1項寄附金1目寄附金は2,120万9,000円の増であります。一般寄附金の2,000万円は上山市観光物産協会からの寄附金であります。令和3年度に観光振興事業に活用してまいります。指定寄附金120万9,000円は、歳出で御説明した方々より頂いたものであります。

19款繰入金1項1目基金繰入金は2億2,240万3,000円の減であります。財政状況を勘案し、財政調整基金取りくずしとふるさと納税基金取りくずしのいずれも基金の取りくずしを減額するものであります。

22款1項市債1目総務債は500万円の減であります。市費による防災ラジオ購入の減によるものであります。

2目民生債は3,810万円の減であります  
が、総合子どもセンター空調設備改修工事の財  
源である地方債借入れの減額によるものであり  
ます。

3目農林水産業債は2,010万円の増であ  
りますが、国の補正予算を活用し、松沢地区農  
地整備事業等に係る県営土地改良事業負担金を  
増額計上するものであります。

4目商工債は450万円の減であります  
が、蔵王高原坊平のスキー場管理センター・パト  
ロール詰所の施設解体工事について地方債借入れ  
をやめることによるものであります。

5目土木債は3,670万円の増であります  
が、市単独道路整備事業、県道路整備事業負担  
金については、事業費の確定等により減額し、  
社会資本整備総合交付金事業については、国の  
補正予算の活用等により増額計上するものであ  
ります。

6目消防債は2,240万円の減であります  
が、高規格救急自動車購入に係る地方債を減額  
することによるものであります。

7目教育債は3,170万円の減であります  
が、総合運動広場テニスコート改修事業に係る  
地方債を減額することによるものであります。

次のページ、15、16ページをお開きく  
ださい。

8目災害復旧債は420万円の減であります  
が、農業用施設災害復旧事業が県事業となった  
ことによるものであります。

10目減収補てん債は4,000万円の皆増  
であります  
が、地方消費税交付金、たばこ税、  
地方揮発油譲与税の減収に対応して新たに発行  
するものであります。

なお、元利償還金の75%、一部は100%  
が後年度に普通交付税に算入されるものであり

ます。

次に、第2表繰越明許費補正について御説明  
申し上げますので、前に戻りまして5ページを  
お開きください。

このたびの補正は、追加7件、変更1件であ  
ります。

最初に追加7事業について申し上げます。

2款総務費5項統計調査費で、地籍調査費の  
2,304万6,000円は、国の補正予算を  
活用し、令和2年度で事業費を措置し、繰り越  
すものであります。

4款衛生費1項保健衛生費で、保健センター  
管理費の1億939万円は、保健センターの改  
修工事の年度内完了が困難であることから、繰  
り越すものであります。

7款1項商工費で、インバウンド推進事業費  
の993万8,000円は、新型コロナウイルス  
感染症の影響で実施できなかった事業を繰り  
越すものであります。

8款土木費2項道路橋梁費で、道路事業費の  
2億2,600万円は、高松石曽根線排水対策  
工事及び橋梁補修工事等について、いずれも年  
度内完了が困難であることから繰り越すもので  
あります。

5項住宅費、空家等対策事業費の730万円  
は、特定危険空家である旧トキワ館解体事業の  
年度内完了が困難であることから繰り越すもの  
であります。

10款教育費1項教育総務費、教育支援充実  
事業費の1,102万円は、学習支援サービス  
の提供が年度内に実施困難であることから繰り  
越すものであります。

5項社会教育費、公民館整備事業費の6,5  
20万円は、北部地区公民館の改修工事及び宮  
生地区公民館の空調設備設置工事のいずれも年

度内完了が困難であることから繰り越すものがあります。

続いて、変更であります。

9款1項消防費、市単独消防施設整備事業費は、補正前8,000万円を9,500万円に増額するものであります。

次に、第3表債務負担行為補正について御説明いたします。

このたびの補正は、追加1件であります。立地適正化計画策定業務について、期間は、令和3年度1年間で、限度額を250万円と定めるものであります。

次に、第4表地方債補正について御説明いたします。

6ページをお開きください。

このたびは、追加1件、変更8件であります。

最初に、追加であります。起債の目的は減収補てん債、限度額を4,000万円とし、起債の方法は普通貸借又は証券発行によるものとし、利率は借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

償還の方法は、借入先の融資条件によるものとしてあります。ただし、財政上の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものであります。

続いて、変更であります。いずれも限度額の変更であります。

防災設備整備事業は、防災ラジオ購入の財源500万円を減額し、補正後の限度額を120万円とするものであります。

子育て支援施設整備事業は、総合子どもセンターの空調設備改修工事で、財源更正により3,

810万円を減額し、補正後の限度額を920万円とするものであります。

農業施設整備事業は、松沢地区農地整備事業の前倒し等により、2,010万円を増額し、補正後の限度額を3,750万円とするものであります。

道路橋梁整備事業は、県道路整備事業負担金の事業費確定及び市単独道路整備事業費の財源更正による減額分と国の補正を活用した社会資本整備総合交付金事業による道路橋梁整備費の増額分等を合わせた結果、3,670万円を増額し、補正後の限度額を2億2,080万円とするものであります。

消防施設・設備整備事業は、高規格救急自動車購入の財源更正により2,240万円を減額し、補正後の限度額を8,430万円とするものであります。

体育施設整備事業は、総合運動広場テニスコート改修事業の財源更正により3,170万円を減額し、補正後の限度額を1,050万円とするものであります。

農業用施設災害復旧事業は、事業が県事業となったことにより420万円を皆減とするものであります。

公共施設除却事業は、観光施設解体工事の財源更正により450万円を皆減とするものであります。

その結果、地方債全体では、補正後の限度額を9億4,330万円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

**○棚井裕一委員長** これより質疑に入ります。

質疑は、歳入、歳出を区分し、繰越明許費、債務負担行為及び地方債は歳入と併せて行います。

初めに、歳出からの質疑とし、2款総務費、3款民生費についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○棚井裕一委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、4款衛生費、5款労働費についての質疑、発言を許します。尾形みち子委員。

**○尾形みち子委員** 4款衛生費3目保健衛生施設費についてお尋ねいたします。

市民の健康増進の要でもある保健センターの改修工事というようなことで説明をいただきましたけれども、これからの改修工事の内容、それからスケジュール等もお尋ねいたします。

このほか、利用が多い保健センターなので、利用の頻度などもちょっと分かるのでしたらお示してください。

**○棚井裕一委員長** 健康推進課長。

**○鈴木直美健康推進課長** 保健センターの改修につきましては、内容としまして、今回は外壁の塗装改修、屋上笠木及び防水シートの改修、待合室床下修繕、給排水管改修、照明のLED化、感知式水栓改修、アスベスト含有物の除去、処分が主な内容になります。

スケジュールとしましては、令和3年4月からおよそ1年間かけて改修を実施してまいりたいと考えております。

また、利用実績につきましては、1年間で大体およそ9,000人の方々が利用をしているという状況でございます。

**○棚井裕一委員長** 尾形みち子委員。

**○尾形みち子委員** これから1年間をかけてこの工事が行われるというようなことであります。私は以前に一般質問をさせていただいたときに、建て替えが順当ではないかと。保健センターは、今言ったように、重要な市民の健康推進の要であるというようなことも申し上げていたところ

でございます。

そういったことも含めて、実はちょっと細かくて申し訳ないんですけども、施設内も当然この中に入れていただきたいなということがございます。課長が御存じであるか、市長が御存じであるかどうか分かりませんが、保健センターの看板、もう既に私平成15年にその指摘をしまして、平成17年に直しをしたわけですけども、支柱がもうさびて、ちょっと寄りかかった前のめりになっておりまして、そういったこともあって、保健センターの字が見づらいというようなことがあります。

そういったことも含めて、こういうことも検討していただくというのが、これは当然のことなのかなというふうに思っているんです。それと併せて、2階に上がる調理部門、食生活改善というようなことで、いろんな推進員がそちらのほうの調理室へ、令和2年はコロナ禍で全く調理は中止というようなことでありますけれども、今後もやはりこの調理場もとても大事な食育の観点からも必要な場所でもあります。

食生活改善委員も大変高齢化になっていて、人数も減少しているというところでもありますので、そういったところも考慮していただくというようなことで申し上げているんですけども、その辺のところの改修というものに対してはいかがな見解でしょうか。

それから、1年間どのような形で保健センターが使用できない場合のことも含めて対応をお願いします。

**○棚井裕一委員長** 健康推進課長。

**○鈴木直美健康推進課長** 今回の改修整備につきましては、これまでそもそも年次計画で長寿命化のために改修を計画してきたところを、このたびのコロナの臨時交付金を活用しまして、

このたび一括で改修をすることによりまして、感染症対策をしながら今後も安全に、可能な限り長期に使用する改修に限って行うものでございます。

委員からありました調理室の利用しやすいような内容につきましては、今後、個々に可能なものから考えていく必要があるかと思っております。

保健センターの看板につきましては、この改修工事内か、それ以外でやるかは別としまして検討してまいりたいと思います。

工期内の利用につきましては、この施設につきましては、不特定多数の市民に貸し出す施設ではありませんので、まずは庁内各課のほうには既にお知らせしております、1年間の計画をそれぞれで場所を確保するように調整していく予定です。

**○棚井裕一委員長** 尾形みち子委員。

**○尾形みち子委員** 今の課長の発言だと、今回のコロナ対策の交付金で直すと、改修工事が行われるんだというようなことではありますけれども、先ほど申し上げましたように、やはりかなり多い利用者は、利用頻度が9,000人といえますけれども、やはりこの場合、年次計画ももちろん大事なことであったので、それは当然すべきことだというふうには思っております。

それは市民の健康推進というようなもちろん大事なところでもあります。そのためにも、今、申し上げたものをやっぱり早急にするということが市民の感覚なんですけれども、そのことに関して、ここ1年、2年というようなことの年次計画は立てていらっしゃるのかお示しください。

**○棚井裕一委員長** 健康推進課長。

**○鈴木直美健康推進課長** 早急にすべきものは、

今回の改修内容に全て含まれていると考えております。

**○棚井裕一委員長** 尾形みち子委員。

**○尾形みち子委員** このたびのコロナ禍で、保健センターが重要であるというようなことを多分皆さん再認識したというふうに思っております。センターに関しては、これからも改修というよりも建て替えというふうに私はもう言っておりますので、それも含めてこれから私も質問させていただきたいと思います。

**○棚井裕一委員長** ほかに質疑はありませんか。谷江正照委員。

**○谷江正照委員** 保健センターの部分に関して同じく御質問いたします。

現在の保健センターは、入り口部分のバリアフリーに少々問題があると私は考えております。そういった部分の改修もしっかりなされるのか。

それからあと、これから進む男女共同参画における子育ての場面としての保健センターの施設の内容が、このような男女が共同で参画できるような子育て支援に通じるような内容になるのか確認したいと思います。よろしく願います。

**○棚井裕一委員長** 健康推進課長。

**○鈴木直美健康推進課長** まず1点目、入り口のバリアフリー化につきましては、トイレのバリアフリーと併せまして、現在、令和3年度の別の補助事業を申請する予定でございますので、今回の改修には入れておりませんが、令和3年度補助金の採択、不採択にかかわらず、令和3年度の補正予算で措置させていただければと思っております。

2点目の男女共同参画の改修が具体的にどういふものかはなかなかイメージが分からないんですが、先ほども申し上げましたとおり、今回

の改修につきましては、年次計画で行う予定であった改修について臨時交付金を活用して、まず最低限の長寿命化、長期に安全に利用するために改修するというものでございますので、その点の改修をするというものであります。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 ぜひ保健センターに健診に連れていく際に、お父さんが連れていくこともあったり、これからジェンダーの多様性なども出てくる社会が来ておりますので、そういったことに十分対応できるような施設にさせていただきたいということで、要望でよろしく願いいたします。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。中川とみ子委員。

○中川とみ子委員 4款2目予防費について伺います。

補正はゼロになっておりますが、今、コロナワクチンのことで確認させていただきます。医師会の話合いも進んでいると思うんですが、今の進捗状況、お知らせできるものがありましたら、お願いいたします。

○棚井裕一委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 新型コロナウイルスワクチンの予防接種の進捗ということでございますが、現在、優先接種者の第1位の医療従事者について、全国的に接種が始まっているところでございます。聞き及ぶところによりますと、今週中に本県にもワクチンが発送されているという状況でございますが、本市分が含まれているかどうかは把握はできておりません。

なお、本市における一般住民の優先順位の高齢者の接種につきましては、報道でも出されているとおり、現時点では早くとも4月26日の週ぐらいをめどに現在、準備を進めているとこ

ろでございます。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

次に、6款農林水産業費、7款商工費についての質疑、発言を許します。長澤長右衛門委員。

○長澤長右衛門委員 6款農林水産業費3目農業振興費で伺います。

今年度のイノシシ捕獲数が間もなく600頭の捕獲と聞いております。本当に猟友会の皆様には敬意を表したいと思っています。それで、そのうち幼獣の捕獲数は何頭ぐらいあったのかお示しをいただきたいと思います。

○棚井裕一委員長 農林夢づくり課長。

○漆山 徹農林夢づくり課長 現在、2月末時点ではイノシシ569頭という頭数が捕獲されております。幼獣につきましては、50頭というところでございます。

○棚井裕一委員長 長澤長右衛門委員。

○長澤長右衛門委員 それで、幼獣と成獣の捕獲奨励金の差が今あるわけですが、その訳というのはどういう訳でその差があるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○棚井裕一委員長 農林夢づくり課長。

○漆山 徹農林夢づくり課長 国のほうの捕獲奨励金につきましては、成獣、幼獣というふうに分かれておりまして、成獣が、イノシシの場合ですと夏期の有害捕獲で7,000円、幼獣ですと1,000円というふうになっております。当市としましても、その辺を勘案して幼獣と成獣を差をつけているような状況になってございます。

○棚井裕一委員長 長澤長右衛門委員。

○長澤長右衛門委員 ちょっとある筋に聞けば、その差があるというのは上山市と山形市だけだ

というような話も聞いたわけであります。やっぱり正直言って成獣と幼獣というのは捕獲するのに何の差もないんですよ。それで、逆にウリ坊ですから、幼獣を仕留めるということはなかなか勇気も要るんです。だから、やった人でないと分からないとは思いますが、だから、その差が必要ないような私は気がしているものですから、検討していただきたいと思います。

○棚井裕一委員長 農林夢づくり課長。

○漆山 徹農林夢づくり課長 今年度、近隣市町の幼獣、成獣の捕獲奨励金について調べておるんですが、幼獣、成獣ともにイノシシの場合ですけれども、同額というのは南陽市だけになっております。山形市も含めて近隣市では差があるというような状況で認識しておりますけれども、なお、その金額については、各市町で差がございますので、金額については、今後とも検討してまいりたいと考えております。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。  
次に、8款土木費、9款消防費についての質疑、発言を許します。枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 9款消防費について伺います。  
1,500万円の補正増額ですが、当初は第2表の変更を見ると8,000万円だったと、8,000万円が9,500万円になると、こういう理由をお伺いします。

○棚井裕一委員長 消防長。

○佐藤浩章消防長 2月1日ですが、入札で不落になった経緯がありまして、それで各関係課とも検討しながら、単価の見直しを行いまして、それで、こういった設計価格を増額した形になります。

○棚井裕一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 入札が不調になった、その原因はどうも設計単価が低かったと。責任は設計事務所にあるということですか。

○棚井裕一委員長 消防長。

○佐藤浩章消防長 こちらのほうの市との設計価格の設定の仕方に相違があったというように、結果として言わざるを得ないというようなところでございます。設計については、当然ながら設計の間取りとか、構造とか、そういうものの変更もないですし、こちらのほうでお願いしているわけですので、その単価関係の価格の計算がコミュニケーション、要するによく市場価格を勉強しなかったということもあると思います。

○棚井裕一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 分かりました。積算を設計事務所が十分に精査していなかったことに対して市のチェックが働かなかったと、結論的にはそういうふうになると思うんですね。

ですから、これはいろんな場面、市の発注する公共事業全てにおいて言えることだと思うんですが、ぜひこういったことが繰り返されないように、そして、この設計者どこだか分かりませんが、市内には結構信頼できる設計事務所多々あるわけでありましたが、市外においてはいろんな業界の方もいらっしゃるということであって、その辺の選び方なども、今後十分注意をする必要があると思いますが、よろしく願います。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。  
次に、10款教育費、11款災害復旧費についての質疑、発言を許します。谷江正照委員。

○谷江正照委員 10款教育費でお伺いいたします。

このたびタブレット型PCの小中学校への配付になるわけですが、今回、このタブレット型PCに対してのソフトやドリルの部分の利用関係について、まずネット環境が必要なものかどうか、お聞きしたいと思います。

○棚井裕一委員長 学校教育課長。

○遠藤 靖学校教育課長 この学習支援サービスというものは、学びに関するコンテンツ、それをサーバーから配信するオンラインサービスのことでありまして、ネット環境が必要であるというようなものであります。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 このネット環境を利用したソフトやドリルなんですけれども、他の自治体においては、ログインできないというような事象も発生しているという事案がございます。そういったことがありますので、ぜひそういったことのないように円滑に進むようお願いしたいんですが、そういった体制は既にできていますでしょうか。

○棚井裕一委員長 学校教育課長。

○遠藤 靖学校教育課長 基本的には一人ひとりライセンスを取ることになります。それで多分パスワード等の付与になるのではないかとこのところがございます。そちらについても、事前にしっかりとチェックをしながら進めていくべきものと考えております。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 よろしくお願ひします。

その不具合があった部分での症例を一事お話ししますと、ログインが集中して、アクセスが集中してならなかったということもありますので、パスワード、IDは問題なくても起きる事案でありますので、ぜひしっかりとお願いいたします。

また、このソフトを活用して、先生が、子どもがそのソフトを使っている頻度とか、習熟度、そういったものを見られるようになっているものなのかどうかお示してください。

○棚井裕一委員長 学校教育課長。

○遠藤 靖学校教育課長 基本的にはコミュニケーションシステムというのも掲載されているということになりますので、チェック等はできるものというふうに捉えております。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 最後に、これは基本のキではありますが、セキュリティやフィルタリングに対してしっかり対応していただくというのは、これはもう当たり前のこととして要望いたします。よろしくお願いいたします。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

以上で歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入並びに繰越明許費、債務負担行為及び地方債についての質疑、発言を許します。  
神保光一委員。

○神保光一委員 繰越明許費の8款土木費5項住宅費の空家等対策事業費についてお伺いします。

こちらは特定空家ということで、旧トキワ館の解体についてという御説明でした。年度内の実施が困難だということでしたが、まず1点、年度内にまず困難である理由を具体的に聞かせてください。

2つ目として、旧トキワ館の今後のスケジュール、3つ目で、こちらは確認も兼ねてなんですが、解体に関してトータルでどのぐらい見込みで費用がかかるかお聞かせください。

○棚井裕一委員長 建設課長。



**○須貝信亮建設課長** 1点目、繰越しの理由ということでございますけれども、この間、私どもで特定空家の認定ということでこれまで進めてきましたけれども、まずは大きな理由につきましては、所有者側と事業を今後活用する事業者の関係で交渉をしていただいていると、NPOのランドバンクのほうで交渉をしている状況なんですけれども、その中で、やはり財産の処分に関するものであるというふうなことで時間を要していると。

それから、コロナの関係でなかなか往来なり、やり取りなり、物件を所有者のほうで見て、それに基づいた交渉がなかなかできなかったというふうなことを伺っておりますので、今後につきましては、今月中にそういった交渉を調べたいというふうに伺っております。令和3年度、新年度の早い段階で解体という方向で進めていただきたいということを促していければというふうに考えております。

2つ目のスケジュールの部分につきましては、今、申し上げたような流れで確認をしていただければというふうに思っております。

3点目、解体の事業費、解体の費用ということだと思いますけれども、建物的には700平米ほどあると、200坪強の建物となっているという状況で、解体の費用は約1,200万円かかるというふうに伺っております。

**○棚井裕一委員長** 神保光一委員。

**○神保光一委員** この旧トキワ館に関してなんですが、今、所有者、事業者含めていろいろ交渉されているということですが、解体された跡地について、交渉の中で具体的に何か話が出ているとかあるのかということと、あとは、このエリアというのがランドバンクエリアにかかっていまして、それに対して、市のほうでの

今後の対応、姿勢についてお伺いしたいと思います。

**○棚井裕一委員長** 建設課長。

**○須貝信亮建設課長** 1点目、跡地の部分、取組につきましては、今、NPOで交渉をしておりますので、具体的なことを申し上げることはできませんけれども、上山市のまちづくりに寄与する施設というふうなことを検討していただいているというふうには伺っております。

御発言のとおり、ランドバンクエリアでありますので、我々引き続きNPOを支援する形で中心市街地の活性化なり、空家対策をしっかり進めていきたいというふうに考えてございます。

**○棚井裕一委員長** 神保光一委員。

**○神保光一委員** この旧トキワ館に関しては、やはりランドバンクのエリアでもかなり中心に近いところですし、具体的に取り組んでいただければと思います。

また、今後に関しても、水面下でいろいろ動いていただいていると思うんですけれども、より具体的に動いていただければと思いますので、よろしくお願いします。

**○棚井裕一委員長** 枝松直樹委員。

**○枝松直樹委員** 今のに関連してですが、ここを解体すると、後に旧よね本旅館が出てきます。登録有形文化財ですが、非常に目立たないというか、入りにくい道路でして、ここを更地にすることによって旧よね本旅館の活用なども出てくると思うんですが、そういったことも含めて、今、検討をされているという認識でよろしいですか。

**○棚井裕一委員長** 建設課長。

**○須貝信亮建設課長** NPOのほうから現時点で伺っておりますのは、先ほど申し上げたような、まず旧トキワ館の部分を中心とする取組と

ということで、御発言の旧よね本旅館の部分につきましては、やはり利活用する事業者の考え方がありますがけれども、将来的には一体となるような考え方を持っているやに伺っておりますけれども、まずは道路側、旧トキワ館の部分について進めていったその延長上になるという、そういう話かなと認識しておりますので、今、裏側まで全て含めているということは申し上げることはできないところでございます。

**○棚井裕一委員長** ほかに質疑はありませんか。守岡等委員。

**○守岡 等委員** 12ページ目の国庫支出金に関してですけれども、今回、歳出のほうではこの新型コロナウイルス感染症対応ということで財源更正の整理ということが行われました。歳入の面でもこの間、国のほうで3次にわたる補正予算が組まれて、その中でこの地方創生臨時交付金というのが3回ほど交付されたわけですが、その内訳、本市に具体的にどれぐらい交付されたのかというのが1つです。

それと、本市13回の新型コロナの対応策を講じてきたということで、市の単独事業なんかも幾つかあったようですけれども、市の持ち出しがなかったのかどうか。もしあったとすれば、どういう財源構成なのかお知らせください。

**○棚井裕一委員長** 財政課長。

**○平吹義浩財政課長** 先ほどの説明の中で申し上げておりますけれども、臨時交付金につきましては、今回の補正は2次交付金の残の補正と3次補正の一部ということでございまして、今まで1次から2次までトータルしますと8億2,100万円ほど臨時交付金がかかることになっておりますけれども、今現在、臨時交付金は6億9,900万円を充当しているというような状況でございまして。

一方、様々な事業にその一般財源等々がどういうふうに使われているかという御質疑かと思いましたが、このコロナ対策の事業費全体を合わせますと、9億7,600万円の事業費を組みました。

この中で、財源としましては直接国の交付金からの補助金等入ってくるものであるもので、この9億7,600万円に臨時交付金は6億9,900万円を充てます。一般財源なんですけれども、1億4,100万円ほど一般財源を充てております。

**○棚井裕一委員長** 守岡等委員。

**○守岡 等委員** 了解しました。

あと、地方創生臨時交付金ともう一つ、国のほうから緊急包括支援交付金というものが示されていまして、これは医療関係を中心に県のほうに交付されるという制度ですけれども、本市においても、この緊急包括支援交付金の活用があったのかどうかお示してください。

**○棚井裕一委員長** 財政課長。

**○平吹義浩財政課長** 今の緊急包括支援事業費補助金につきましては、県に来るお金でございまして、そこから県経由で市のほうに来る場合もありますけれども、本市におきましては、9月補正で補正しておりますけれども、630万円ほど歳入として受けまして、歳出としましては、事業としましては、保育園、市立、民間立問わずそちらのほうの感染防止用の消耗品、消毒剤、あるいは施設によりましては空気清浄機等、そういったものの購入に充てられております。

**○棚井裕一委員長** ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○棚井裕一委員長** 質疑はないものと認めます。  
以上で議第3号議案に対する質疑を終結いた

します。

次に、討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第3号令和2年度上山市一般会計補正予算（第15号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第4号 令和2年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○棚井裕一委員長 次に、議第4号令和2年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第4号令和2年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の25ページをお開き願います。

令和2年度上山市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ35億3,000万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明ですが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、34ページ、35ページをお開き願います。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費は4,949万3,000円を追加し、補正後の額を21億788万7,000円とするものでありますが、一般被保険者の療養給付費の実績見込みにより増額するものであります。

2項1目一般被保険者高額療養費は、補正額3,300万3,000円を追加し、補正後の額を3億899万7,000円とするものでありますが、一般被保険者の高額療養費の実績見込みにより増額するものであります。

3款国民健康保険事業費納付金1項1目一般被保険者医療給付費は、補正額ゼロ円でありますが、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免等に対する災害臨時特例補助金の増額に伴い、財源更正を行うものであります。

8款諸支出金1項3目国庫支出金等返還金に6,650万4,000円を追加し、補正後の額を6,660万4,000円とするものでありますが、前年度の県支出金の保険給付費等交付金等の精算により超過額を返還するため増額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

32ページ、33ページをお開き願います。

3款国庫支出金1項1目災害臨時特例補助金

に169万円を追加し、補正後の額を170万円とするものでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免等に対する補助金を増額するものであります。

4款県支出金1項1目保険給付費等交付金に8,249万6,000円を追加し、補正後の額を24億7,302万4,000円とするものでありますが、普通交付金を増額するものであります。

6款繰入金1項1目一般会計繰入金は453万2,000円を追加し、補正後の額を2億8,802万2,000円とするものでありますが、財政安定化支援事業繰入金を増額するものであります。

2項1目基金繰入金から4,922万7,000円を減額し、補正後の額を3,197万6,000円とするものでありますが、決算見込みにより減額するものであります。

7款繰越金1項1目繰越金に1億950万9,000円を追加し、補正後の額を1億1,050万9,000円とするものでありますが、前年度繰越金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第4号令和2年度上山市国民健康保険特別

会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第5号 令和2年度上山市介護保険特別会計補正予算（第3号）**

○棚井裕一委員長 次に、議第5号令和2年度上山市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第5号令和2年度上山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の36ページをお開き願います。

令和2年度上山市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,650万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細

書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、45ページ、46ページをお開き願います。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費から2億1,730万円を減額し、補正後の額を12億4,084万円とするものでありますが、通所介護、訪問介護等の給付費の実績見込みにより減額するものであります。

3目地域密着型介護サービス給付費に2,200万円を追加し、補正後の額を7億242万3,000円とするものでありますが、小規模多機能型居宅介護等の給付費の実績見込みにより増額するものであります。

5目施設介護サービス給付費から2,400万円を減額し、補正後の額を11億8,975万6,000円とするものでありますが、介護老人保健施設サービスなどの給付費の実績見込みにより減額するものであります。

8目居宅介護住宅改修費から520万円を減額し、補正後の額を846万1,000円とするものでありますが、給付費の実績見込みにより減額するものであります。

9目居宅介護サービス計画給付費から1,500万円を減額し、補正後の額を1億5,578万4,000円とするものでありますが、計画作成の給付費の実績見込みにより減額するものであります。

2項1目介護予防サービス給付費に500万円を追加し、補正後の額を6,416万2,000円とするものでありますが、介護予防訪問看護等の給付費の実績見込みにより増額するものであります。

4項1目高額介護サービス費に350万円を追加し、補正後の額を7,466万3,000円とするものでありますが、サービス費の実績見

込みにより増額するものであります。

6項1目市町村特別給付費は、補正額ゼロ円ではありますが、保険者機能強化推進交付金が措置されたことに伴い、財源更正を行うものであります。

7項1目特定入所者介護サービス費に700万円を追加し、補正後の額を1億6,903万1,000円とするものでありますが、サービス費の実績見込みにより増額するものであります。

次のページをお開き願います。

3款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金に8,000万円を追加し、補正後の額を8,050万円とするものでありますが、決算見込みにより介護給付費準備基金積立金を積み立てるため増額するものであります。

4款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費（1号訪問・通所・生活支援）は、補正額ゼロ円ではありますが、介護保険保険者努力支援交付金が措置されたことに伴い、財源更正を行うものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

43ページ、44ページをお開き願います。

3款国庫支出金2項1目調整交付金から2,400万5,000円を減額し、補正後の額を2億4,795万5,000円とするものでありますが、保険給付費等の実績見込みや交付割合の変更より算出した額に基づき減額するものであります。

5目保険者機能強化推進交付金は423万9,000円の皆増ではありますが、自立支援重度化防止の取組に対する交付金を措置するものであります。

6目介護保険保険者努力支援交付金は442万6,000円の皆増ではありますが、介護予防、

健康づくり等の取組に対する交付金を措置するものであります。

7目介護保険災害等臨時特例補助金は7万6,000円の皆増であります、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免に対する補助金を措置するものであります。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金から8,964万2,000円を減額し、補正後の額を9億5,931万8,000円とするものであります、保険給付費の実績見込額に、2号被保険者の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金から4,182万円を減額し、補正後の額を5億1,763万円とするものであります、保険給付費の実績見込額に県の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金から4,071万3,000円を減額し、補正後の額を4億4,622万2,000円とするものであります、保険給付費の実績見込額に市の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

4目低所得者保険料軽減繰入金に183万3,000円を増額し、補正後の額を4,011万7,000円とするものであります、第1号被保険者負担軽減額の実績見込額に市の負担割合を乗じた額を増額するものであります。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は3,736万2,000円の皆減であります、歳入歳出の決算見込額により減額するものであります。

8款繰越金1項1目繰越金に7,896万8,000円を増額し、補正後の額を1億3,897万8,000円とするものであります、前年度繰越金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。守岡等委員。

○守岡 等委員 介護給付サービス費がかなり減っておりますけれども、これをどのように分析しているのか。介護予防が功を奏しているのか、あるいは介護職員の人員不足というのが要因なのか、あるいは利用料が高過ぎるからサービスを受けられない人が出ているのかというその辺の分析をどのように考えていますか。

○棚井裕一委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 予算上は、予算額と比較すると、今回減額というところがありますが、令和元年度の決算額と比較しますと減少はしておらず、決して需要が減っているというような分析はしておりません。

○棚井裕一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 十分なサービスを想定したという予算、こういう理解でよろしいですね。

○棚井裕一委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 おっしゃるとおりでございます。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。  
これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第5号令和2年度上山市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

## 散 会

○棚井裕一委員長 以上で当委員会に付託されました議案のうち、令和2年度の補正予算3件についての審査が終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員長報告の取りまとめは、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告の取りまとめは、正副委員長に一任することに決しました。

本日はこれにて予算特別委員会を散会いたします。

次の予算特別委員会は、3月5日に開催いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時28分 散 会